○国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）第六条第一号トの規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行の日（平成二十七年十月五日）から適用する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子
金融庁長官　森　信親
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カード

○国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第三号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の施行に伴い、平成二十七年法務省、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第一号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第五条第二項第四号の規定に基づき、書類を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子
金融庁長官　森　信親
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「第五条第二項第四号」を「第六条第二項第四号」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。

○国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第四号

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成二十七年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第三号）の施行に伴い、平成二十七年法務省、国家公安委員会、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省告示第二号（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第六条第一号トの規定に基づき、書類を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十八日

国家公安委員会委員長　小川惠里子
金融庁長官　森　信親
総務大臣　山本　早苗
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「第六条第一号ト」を「第七条第一号ホ」に改める。

附　則

この告示は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十七号）の施行の日（平成二十八年十月一日）から適用する。

○総務省告示第三百十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十八条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成二十六年総務省令第八十五号）第十六条、第十九条、第三十四条並びに第三十六条第二項及び第四項の規定に基づき、通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準を次のように定める。

平成二十七年九月十八日

総務大臣　山本　早苗

通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準

第１　用語の定義

この技術的基準において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（以下「個人番号カード等省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の定義に従うものとする。

1　住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準

電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準（平成14年総務省告示第334号）

2　住民基本台帳ネットワークシステム

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第１の１に規定する住民基本台帳ネットワークシステム

3　コミュニケーションサーバ

住民基本台帳ネットワークシステム技術的基準第１の２に規定するコミュニケーションサーバ